

小笠原諸島振興開発計画

(平成 16 年度～平成 20 年度)

平成 18 年 11 月

東京都

目 次

小笠原諸島振興開発計画	1
第1 小笠原諸島振興開発の基本的考え方	1
1 小笠原諸島の特性	1
2 成果及び課題	1
3 今後の方向	2
4 計画期間	4
5 目標人口	4
6 島別の対処方針	4
第2 振興開発事業計画	4
1 土地の利用に関する事項	4
2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項	9
3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項	10
4 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地 又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する事項	10
5 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項	11
6 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項	12
7 教育及び文化の振興に関する事項	12
8 観光の開発に関する事項	12
9 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項	13
10 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項	14
11 その他帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関 し必要な事項	14

第1 小笠原諸島振興開発の基本的考え方

1 小笠原諸島の特性

(1) 地理的・自然的特性

小笠原諸島は、東京から南に約1,000km離れた太平洋上に位置し、父島・母島列島を中心に30余りの島々から構成され、中でも、沖の鳥島は我が国最南端、南鳥島は我が国最東端に位置する。

同諸島の存在により、水産資源や鉱物資源など海洋資源の開発可能性を秘めた、我が国の排他的経済水域の約3割という広大な海域を確保している。同諸島は、安全上及び経済上重要な地域であるとともに、海洋資源の調査・開発等を行う上で活動の拠点となるべきものである。

同諸島は、亜熱帯に位置し、気温の変化が少ない海洋性気候であるが、台風の常襲地域でもある。

また、島の成立以来、一度も大陸と陸続きになったことがない海洋島で、多くの固有種・希少種が生息・生育し、特異な島しょ生態系を形成する貴重な自然の宝庫である。

なお、大部分の地域は国立公園に指定されており、最近、世界自然遺産の国内候補地に選定されるなど、都民をはじめとし、訪れる人々にとって自然と触れ合う癒しの場である。

(2) 歴史的・社会的特性

小笠原諸島は、19世紀になって欧米の捕鯨船などが寄港するようになり、欧米人やハワイ人が移住してきた歴史がある。南洋おどり、小笠原民謡等にみられるように、太平洋の島々との交流によりもたらされた文化と日本文化とが融合した、独特的な文化が存在している。

また、第二次世界大戦中に、島民のほとんどが、強制疎開により本土への引揚げを余儀なくされ、昭和43年の日本復帰による帰島がかなうまで、四半世紀に及ぶ島民の不在という特異な経緯を有している。

2 成果及び課題

(1) 成 果

小笠原諸島の復興を図るため、早急な社会基盤の整備が必要とされ、総合的な計画の下に、補助率のかさ上げなどの特例的措置により、重点的な整備がなされた。

この結果、住宅、水道等の生活基盤、道路、港湾等の交通基盤及びほ場造成、漁港等の産業基盤の整備が行われ、島民が生活するために必要な基盤整備は、相応の成果を挙げてきた。

(2) 課 題

平成17年に就航が予定されていた超高速船テクノスーパーイナーの就航が困

難な状況となり、これを踏まえ平成18年5月23日に小笠原諸島振興開発基本方針が変更された。

このため東京都は、国的基本方針の変更に基づき、交通アクセスの改善等の諸課題に的確に対応するとともに、観光振興などの取組についても必要な見直しを行い、小笠原諸島振興開発計画を変更することとした。

ア 産業の低迷

農・水産業は、本土との遠隔性、生産規模等のハンディキャップや後継者不足等から、整備された基盤が必ずしも十分に活用されておらず、その就業者数は全産業就業者数の約1割程度である。一方、建設業及び公務を合わせた就業者数は約5割を占めている。

観光業は、5割を超える観光客が3月・4月及び7月・8月の4箇月に集中している。

また、観光客数も横ばい傾向にあり、客層も若年層に偏っている上、例えばシャワー設備の不足等施設やサービスなど受入態勢も十分とは言い難い。

イ 自然への影響

小笠原諸島においては、19世紀に人が居住して以来、農地化や植林など開拓に伴い外来生物（移入種）が持ち込まれたこと、また、近年、南島への無秩序な入島などが、固有種の生態系や貴重かつ希少な自然環境に影響を与えてきた。これらに対して、平成15年4月、南島及び母島石門一帯において自然の保護と利用の両立を図る東京都版エコツーリズムを実施することとし、有効な対策に着手したところである。

なお、貴重な動植物を保護するための外来生物（移入種）対策と自然保護上重要な地区の保全を担保する措置の実施が、世界自然遺産登録推薦に当たっての課題となっている。

ウ 本土との交通アクセス

遠隔外海孤島である小笠原諸島と本土との交通アクセスは、片道所要時間が約26時間、週約1便の航路に限られている。産業振興並びに村民の生活安定向上の観点から、高速交通アクセス手段の確保は喫緊の課題である。

エ 生活環境の整備

本土からの遠隔性や、これから訪島者の増加に備えた医療の充実、今後増加が予想される高齢者対応など、医療・保健・福祉などの面で解決しなければならない課題がある。

また、高度情報化社会に対応するため、既存の情報通信体系の再構築を行う必要がある。

3 今後の方向

(1) 振興開発の基本理念

小笠原諸島の恵まれた自然環境は、観光振興にとって最大の地域資源であり、その持続的な活用を図っていくためにも、自然環境の保全のために体制づくりや諸施策を展開し、各種事業の実施に際しても自然環境への影響に配慮する必要がある。特に、小笠原の魅力を高め、全世界に発信していくため、世界自然遺産の登録に向けた取組を強化する。

一方、新規観光客の開拓に向けた新たな観光振興策に積極的に取り組み、来島者数の増加を図り、観光地としての魅力を高めていく必要がある。

このため、本計画では、自然環境の保全と観光振興の両立による自立的発展を目指すことを基本理念とする。

(2) 振興開発施策の方向

ア ハード施策とソフト施策とを一体とした施策の展開

社会基盤整備が相応の成果を挙げてきたことから、今後は、島民自身の積極的参加を得て、自然環境をはじめとする地域資源を活用し、その産業構造を、自立化に向けて転換していく必要がある。このため、ハード施策からソフト施策への転換を目指し、観光その他の地域間交流の促進に大きな役割を担う良好な景観の形成などソフト施策を推進するとともにハード施策とソフト施策とを一体とした施策の展開を図る。

(7) エコツーリズムを機軸とした島内産業の振興

地域特産品の開発及び流通の促進、地産地消体制の強化などにより、観光業と他産業との連携を強化し、エコツーリズムを機軸とした島内産業の振興を図る。

(4) 新規観光客の開拓に向けた新たな観光振興

多様な観光客層を受け入れ、通年型観光の実現に向けて、自然環境に配慮しつつ、新たな観光メニューの開発や雨天時の対応など、受入態勢を整備し、観光客数の増加を目指す。

(9) 環境と調和した景観の創出

豊かで貴重な自然と調和した秩序ある小笠原らしいまちづくりを行い、魅力ある観光地として集客効果を高めていく。環境と調和した景観の創出や良好な景観の保全を図るため、無電柱化等景観形成を推進するとともに、景観法（平成16年法律第110号）による規制と誘導など景観の形成を推進するための仕組みづくりを行う。

(I) 交流の拡大・促進及び人材育成

小笠原諸島には、国内のみならず欧米や南洋諸島の影響を受けて独特の文化を形成してきた歴史がある。この歴史を受け継ぎ、他地域との交流の拡大を促

進し、地域経済の発展や人材育成による同諸島の自立的発展を図る。

イ 世界自然遺産の登録への取組

小笠原諸島の貴重な自然環境は、都民・国民はもとより人類全体にとってかけがえのないものであり、将来にわたり引き継いでいくべき財産である。

このため、同諸島の貴重な自然環境を保全するとともに、同諸島の存在を全世界に発信するまたとない機会として活用するため、世界自然遺産登録を目指す。

ウ 本土との交通アクセスの改善

高速交通アクセス手段については、所要の調査を行うとともに、関係者間の円滑な合意形成を図りながら、自然環境や景観に配慮した検討を進める。

エ 生活環境の改善

高齢化社会に的確に対応するため、医療体制の整備をはじめとする医療・保健・福祉の連携を進めていく。また、高度情報化社会に対応するため、情報通信環境の向上策等について検討する。

4 計画期間

計画の期間は、平成16年度から平成20年度までの5箇年間とする。

5 目標人口

平成20年度末人口は、短期滞在者を含め、約3,000人と想定し、うち常住人口は約2,500人を予定するものとする。

6 島別の対処方針

父島及び母島については、各種振興開発事業を実施・推進するものとし、実施に当たっては、必要に応じ環境影響評価を行うこと等により、周囲の自然環境や景観との調和を図るものとする。

硫黄島及び北硫黄島については、一般住民の定住は困難であることにかんがみ、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施するものとする。

その他の島しょについては、自然の保護と利用の両立を図るため、所要の調査検討を行い、自然公園法等との調整を図りながら適切な措置を講ずるものとする。

第2 振興開発事業計画

小笠原諸島の振興開発に関する各分野の計画は、以下のとおりである。

1 土地の利用に関する事項

土地利用計画については、次の用途区分に基づいて行うものとし、その地域区分及び面積は次の表のとおりとし、父島及び母島の土地利用計画図はおおむね次の図のとおりとする。

また、土地利用計画に基づく適正な利用を図るため、特別賃借権のあり方等を検討する。

(1) 集落地域

父島については、大村・清瀬・奥村地区並びに扇浦の一部及びその周辺地区を集落地域とする。

母島については、沖村地区並びに静沢の一部及びその周辺地区を集落地域とする。

(2) 農業地域

父島については境浦・吹上谷・扇浦・洲崎・二子・小曲・長谷・北袋沢・時雨山地区を、母島については蝙蝠谷・船見台・静沢・大谷・船木山・評議平・中ノ平・南崎地区を農業地域とする。

(3) 自然保護地域

小笠原諸島の優れた自然景観を保護し、学術上貴重な動植物、地質地形等を保全するために必要な地域及び森林として管理保全することが必要な地域を、自然保護地域とする。

(4) その他地域

上記の地域以外に各種の利用が想定される地域等を、その他地域とする。

土 地 利 用 面 積 表

(単位: 平方キロメートル)

島別 地域区分	父 島	母 島	その他の 島しょ	計
集落地域	1.39	0.22	—	1.61
農業地域	3.46	3.05	—	6.51
自然保護地域	17.49	15.49	37.66	70.64
その他地域	1.46	1.45	22.74	25.65
計	23.80	20.21	60.40	104.41

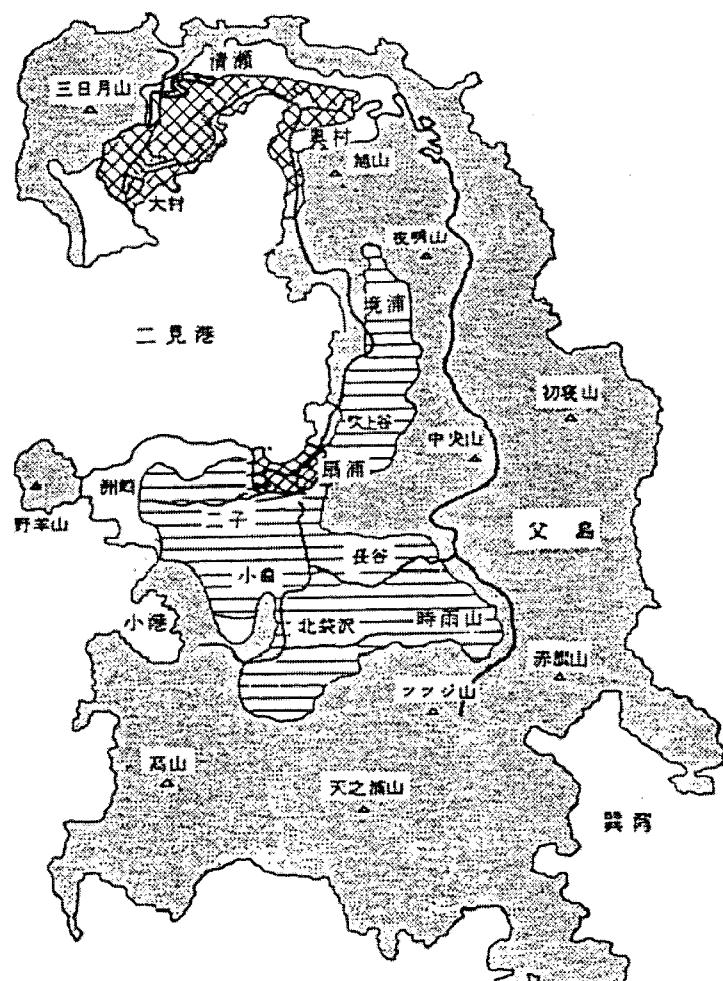
- (注) 1 父島及び母島の面積には、附属島を含まない。
 2 「その他の島しょ」の「その他地域」の数値は、硫黄島、沖の鳥島
 及び南鳥島の全域の面積である。

父島土地利用計画図



凡例

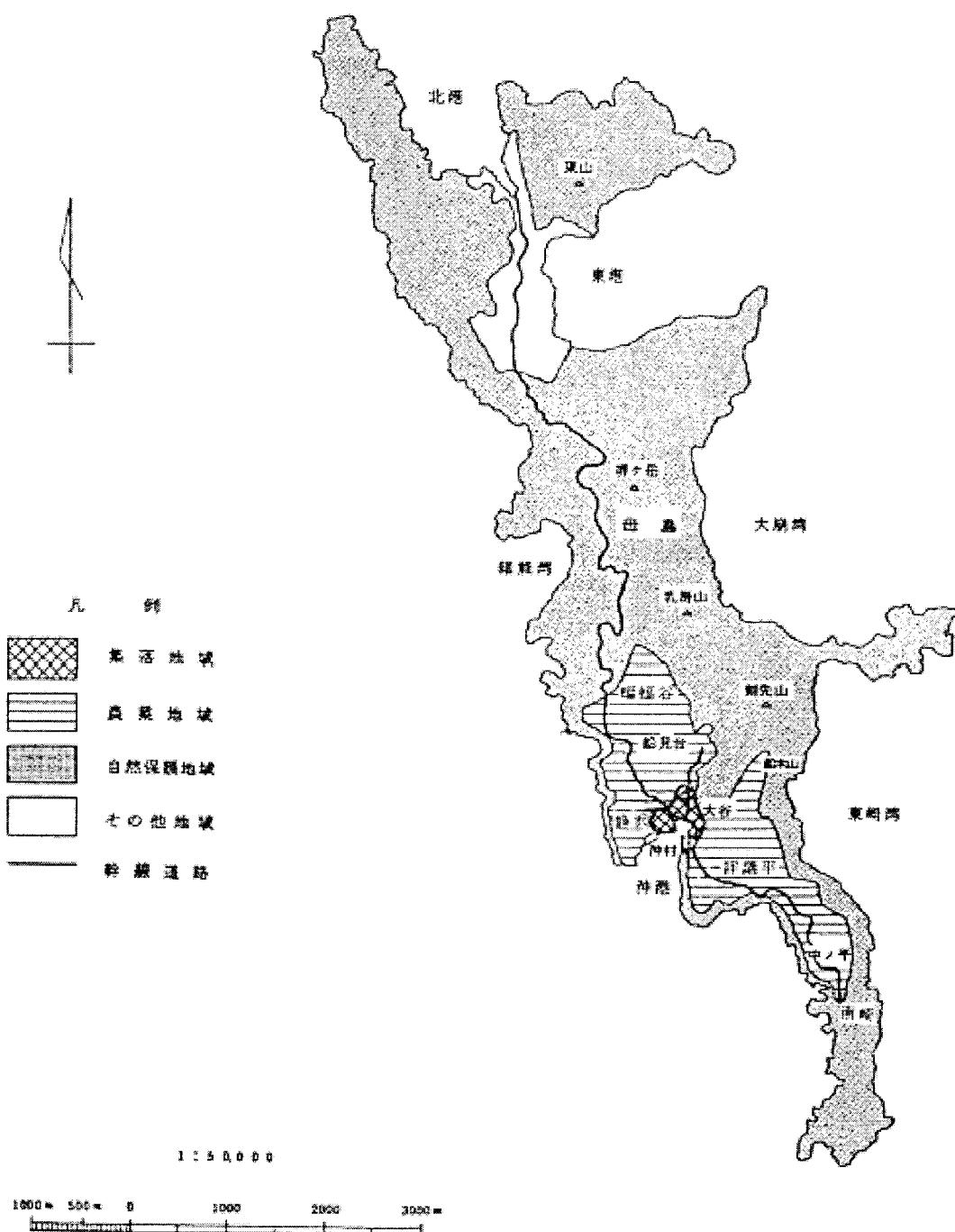
- 采集地域
- 農業地域
- 自然保護地域
- その他地域



1 : 50,000

1000m 500m 0 1000 2000 3000m

母島土地利用計画図



2 道路、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項

(1) 交通施設

ア 港 湾

父島二見港については、係船浮標の改修を行う。

また、物揚場等既存の港湾施設の機能向上を図るとともに、小型船係留等のあり方について検討する。

港周辺の整備に当たっては、小笠原諸島の玄関口としてふさわしい景観となるよう配慮する。

母島沖港については、物揚場等既存の港湾施設の機能向上を図る。

イ 航空路

本土との交通アクセスを改善するため、自然環境との調和に十分配慮した航空路について将来の開設を目指し検討を進める。この検討を行うため、村民合意を前提に、東京都と小笠原村で協議会を設置し、情報公開を行いながら、関係者間の円滑な合意形成を図り、P I を実施する。

東京都は、自然環境への影響、費用対効果、運航採算性、安全性等について総合的に調査・検討を行い、P I に反映させる。

※P I (パブリック・インボルブメント:Public Involvement) とは

政策の立案段階や公共事業の構想・計画段階から、住民が意見を表明できる場を設け、そこでの議論を政策や事業計画に反映させる手法のこと。

ウ 道 路

都道については、すでに全線が開通しており、今後は、景観に配慮し、その安全性、快適性等を向上させるための対策を行う。

都道240号線の一部について無電柱化等を、都道240号線及び241号線の一部について拡幅や災害防除等を行う。

また、村道については、大村奥村地域線の一部などについて、景観に配慮した改修などの整備を行う。

エ 航 路

利用者の利便と産業の振興を図るため、東京・父島間及び父島・母島間の航路の改善について検討する。

(2) 情報通信体系

村内の情報通信基盤を整備し、行政サービス、気象・交通情報及び教育、文化等の情報を利活用できる仕組みを構築するとともに、既存の情報通信体系の見直し及び高速かつ大容量の情報通信回路の確保について、新技術の動向を踏まえた検討を行う。

また、地上波テレビ放送のデジタル化への完全移行に向けた対策を関係機関とともに

に検討する。

3 地域の特性に即した農林水産業、商工業等の産業の振興開発に関する事項

農業・水産業・商工業と観光業との連携を強化し、島内流通体制など地産地消の仕組みづくりや本土における販路拡大を図るとともに、特産品のブランド化を推進する。

(1) 農業

農道、水利施設など農業関連施設を整備するとともに、農業協同組合の育成・強化に努める。

試験研究及び農業技術の改善・普及に努め、生産性の向上及び経営の安定化を目指すとともに、農業従事者の確保を図る。

病害虫の防除等を推進するとともに、土壤改良及び地力の維持増進を図る。

(2) 水産業

漁港など水産業関連施設を整備するとともに、水産物の出荷体制の改善を図り、漁業協同組合の育成・強化に努める。

試験研究及び漁業技術の改善・普及に努め、生産性の向上及び経営の安定化を目指すとともに、水産業従事者の確保を図る。

(3) 商工業

地場産品の生産の拡大及び品質の向上を図るとともに、農水産物などを活用した新商品の開発を促進する。

商工会の育成に努め、経営指導体制を強化する。

にぎわいのある商店街の形成を図るため、そのあり方の検討を進める。

4 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備その他市街地又は集落の整備及び開発並びに医療の確保等に関する事項

(1) 住宅及び生活環境施設

ア 住 宅

居住環境の向上及び環境に配慮した住まいづくりを目指し、老朽化した小笠原住宅の建替えを推進する。

また、シロアリによる家屋等への被害を防除するため、駆除方法の研究等を進める。

イ 簡易水道

老朽化した施設の改修を進め、安定的な給水の確保を図る。

また、父島については、水源確保や給水能力の拡充の方法等について検討する。

ウ 生活排水処理

コミュニティ・プラント整備区域においては老朽化した施設の改修を進め、その他の区域については合併処理浄化槽の設置を推進する。

また、両区域を一体的に管理することにより、生活排水の適正な処理等を行い、公衆衛生の向上及び生活・自然環境の保全に努める。

エ ごみ処理

ごみ処理施設等の機能を維持するため、各施設の耐用年数等に応じた計画的な改修・更新を進める。

(2) 保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保

保健・福祉・医療相互間の連携を強化するとともに、自立を支えるサービス基盤の整備を検討し、少子高齢化社会に対応した施策の充実を図る。

ア 社会福祉

高齢者の介護サービスの拠点となる施設を、父島の診療所の建替えと併せて整備し、福祉・医療の連携を強化する。

母島における福祉サービスの拠点整備について検討する。

子育て支援に対する行動計画を策定し、すべての子育て家庭を視野に入れたサービスの提供に努める。

イ 医 療

老朽化した父島の診療所の建替えを行う。

医療機器等診療設備の整備を進め、医療水準の向上を図るとともに、医師や看護師の確保など管理運営体制を強化する。

また、救急患者の搬送等救急体制の維持・充実を図る。

(3) 市街地又は集落の整備及び開発

集落内の道路における無電柱化、歩道の整備及び都市公園等の整備を行い、景観に配慮した小笠原らしいまちづくりを推進する。

また、集落開発として、需要に応じた宅地分譲事業を行う。

5 自然環境の保全及び公害の防止に関する事項

(1) 自然環境の保全

ア 小笠原固有の希少種保全の推進

島の成立以来、一度も大陸と陸続きになったことがない海洋島の特異な生態系を守るため、小笠原諸島に生息・生育する固有動植物の保全に取り組む。

イ 外来生物（移入種）対策等の推進

世界的にも貴重な動植物を保護するための外来生物（移入種）対策を推進するとともに、自然保護上重要な地区的調査等を行い、自然の保護を担保する措置等を実施し、世界自然遺産への登録を目指す。

ウ 景観の保護及び植生回復

小笠原諸島の優れた景観及び世界的にも貴重な自然を保護・回復するため、景勝地買収や植生回復等の施策を展開する。

エ 自然の保護と利用との両立

自然の保護と利用との両立を図るため、ルールに基づく利用、自然ガイドの養成、自然環境のモニタリングなどの取組を行う。

また、自然ガイドの活動をサポートするための環境整備を行う。

(2) 公害の防止

島内で発生するごみの一層の減量化、分別収集及びリサイクルの徹底を推進し、循環型社会の構築を図る。

6 防災及び国土保全に係る施設の整備に関する事項

台風の常襲地帯であることを踏まえ、貴重な自然環境や景観との調和を図りつつ、砂防、地すべり対策等の防災及び国土保全施設を整備するとともに、無線設備の改修など島内各施設の安全対策を講じ、島民・観光客等の安全確保を図る。

また、東南海・南海地震防災対策推進地域であることから、浸水予測図を作成するとともに、避難用道路の計画について検討するなど、津波災害対策を講じていく。

7 教育及び文化の振興に関する事項

(1) 教 育

公立学校の施設の整備・充実を図るとともに、小笠原諸島特有の民俗文化・歴史などを取り入れた教育の推進を図る。

また、学校施設の開放をはじめ島内施設の有効活用などにより、社会教育の充実を図る。

(2) 文化の振興

文化財及び文化の保護・保存を図るとともに、戦跡についてもその保存・活用を図る。

また、小笠原諸島を海洋資源等の研究・教育の拠点として活用することについて、その可能性を探る。

8 観光の開発に関する事項

(1) 新規観光客の開拓と新たな観光メニューの開発

修学旅行生や中高齢者を中心とした、幅広い年齢層からなる観光客の開拓により、閑散期の集客を図る。

また、エコツーリズムを推進するとともに、既存の観光メニューの再構築及び旅行業者等との連携を図り、戦跡巡りなど歴史や文化的な観光コースや、恵まれた自然環境を保全しつつ、それを活かした体験交流型の観光メニューを開発する。

(2) 観光客受入態勢の充実

宿泊施設等における受入態勢については、事業者に対し整備や改善を促し、サービスの向上やホスピタリティの醸成を図る。

園地・遊歩道や、ビジターセンターなどの観光関連施設を整備する。

また、シャワー場や休憩施設などの整備の必要性や事業性について検討する。

さらに、雨天時対応として、亜熱帯農業センターなどの再整備や、体験交流施設の整備について検討する。

(3) 観光業と他産業との連携強化

観光業と農業・水産業・商工業との連携を強化し、島内流通体制など地産地消の仕組みづくりや、特産品の開発に取り組む。

(4) 小笠原らしい景観の創出

観光客にとって魅力ある、小笠原らしいまちづくりを推進するため、植栽等による道路等の景観整備などを実施する。

また、島の玄関口となる港周辺や集落内の沿道、観光スポットなどを対象に、自然や街並みと調和した景観の創出を誘導する。

(5) 観光情報の発信・提供

インターネットや各種メディアの活用及びキャンペーンの実施などにより、小笠原諸島の観光情報を、広く国内外に発信・提供し、観光地としての知名度・評価の向上を図る。

(6) 航路の利便性・快適性の向上

利用者の利便性や快適性の向上のため、所要時間短縮に向けた取組等について、関係機関と協力し、改善を目指す。

9 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

小笠原諸島を訪れる人々がその滞在や体験を通じ、島民との交流を図るためのプログラムを開発する。

また、交流の場として既存施設の活用方策を検討するとともに、友好市町村などの交流や、シンポジウムへの参加などを通じて国内外の地域との交流に取り組む。

さらに、同諸島における宿泊施設の団体対応等を検討しつつ、修学旅行など自然体

験、野外活動の場として発信していく。

ビジターセンターが、情報提供など、交流の拠点としての機能を果たせるよう、そのあり方を検討する。

同諸島を海洋資源等の調査・研究の拠点として活用することについて、その可能性を探る。

10 小笠原諸島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項

地元の発意と創意工夫による地域づくりの人材を育成するため、エコツーリズムの担い手である自然ガイドの養成及び資質の向上を図るほか、島内の教育機関や研究機関などの協力による研修や、島民自らが実施する講習会、ワークショップ等活動の推進を図る。

また、ビジターセンターが、情報提供など、人材育成の拠点としての機能を果たせるよう、そのあり方を検討する。

11 その他帰島を希望する旧島民の帰島の促進及び小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項

(1) 帰島を希望する旧島民の帰島の促進

硫黄島及び北硫黄島においては、一般住民の定住は困難であることにかんがみ、父島及び母島への集団移転事業に類する措置を引き続き実施する。

(2) 小笠原諸島の振興開発に関し必要な事項

ア 金融対策

住民生活の安定及び産業の振興に必要な資金を円滑に供給するため金融制度の充実を図り、特別の金融対策を講ずる。

イ 各種調査の実施

計画の推進に必要な各種調査を実施する。